

厚岸町議会 条例審査特別委員会会議録

平成22年 3月 8日

午後 2 時17分開会

臨時委員長（高橋委員） ただいまより条例審査特別委員会を開会します。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

12番。

岩谷委員 年長委員指名において決していただきたいと思います。

臨時委員長（高橋委員） ただいま年長委員一任の声がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（高橋委員） 異議なしと認めます。

それでは、私から委員長には音喜多委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（高橋委員） 異議なしと認めます。

よって、委員長には音喜多委員が互選されました。

委員会を休憩いたします。

午後 2 時16分休憩

午後 2 時17分再開

委員長（音喜多委員） 委員会を再開いたします。

これより副委員長の互選についてお諮りいたします。

12番。

岩谷委員 委員長指名において決していただきたいと思います。

委員長（音喜多委員） ただいま委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(音喜多委員) ご異議なしと認めます。

それでは、委員長においては、副委員長には菊池賛委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(音喜多委員) ご異議なしと認めます。

よって、副委員長には菊池賛委員が互選されました。

それでは、議案第44号、厚岸町多機能共生型地域交流センター条例の制定についてを議題とし、審査を進めてまいります。

進め方についてお諮りいたします。

進め方については、逐条ごとに進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(音喜多委員) ご異議なしと認めます。

それでは、逐条ごとに進め、質疑してまいります。

第1条、設置についてであります。ございませんか。

13番。

室崎委員 本条例をずっと見ていきますと、「等」という言葉が一つ入っているんですよ。それで、まず、第1条に、高齢者、障害者、子育て家庭の保護者等が互いの活動を理解し云々とあるんですが、ここで言う「等」とは何を指すのでしょうか。まずそれについてご説明をいただきたいと思います。

委員長(音喜多委員) 福祉課長。

福祉課長(松見課長) まず、子育て家庭の保護者と一緒に来られるお子さんが、まずお子さんです。それから、小学生、中学生とか学生とか、そこに、高齢者、障害者、子育て家庭の保護者以外に該当する方々の子供、そういった方たち、あるいは成人の方たちも利用が可能とされるということ等。

委員長(音喜多委員) 13番。

室崎委員 これ、頭のところは、括弧設置となっているのですが、目的と言ってもいいと思うんですよ。1ではね。そうすると、さらに読むと、高齢者、障害者、子育て家

庭の保護者等と入っているということは、例えばそれを応援する団体、あるいはそれを取り巻くボランティアの人たち、そういう人たちが皆入って、互いの活動を理解し交流を深めるというような意味があるのかなというふうに思ったんですが、そうではないんですか。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 済みません。大変説明不足でありました。今、規則という観点から私お答えしましたけれども、そういった団体、ボランティアの方々、そういった方たちとの交流も考えてというふうになってございます。

委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

第2条、名称及び位置。ございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） 第3条、定義。

13番。

室崎委員 3条にもまた「等」という言葉が出てくるんですが、まず、わかりやすいところからと思ひまして、5号ですね、37ページに関してですが、ここで、障害者等地域活動支援事業というふうにあります。これは、次のほうも見ていきますと、障害者及び障害児がと、主語が障害者及び障害児になっているわけですね。見出しといいですか、そちらで、障害者等地域活動支援事業となっているもので、この障害者等というのは、障害者及び障害児を指すということによろしゅうございますか。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 障害者及び障害児を指しています。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 次に、戻りまして、4号です。

ここで、子育て支援事業となっておりますが、その本文を見ますと、子育て親子云々の促進、子育て等に関する相談、それから、子育て支援に関する講習会等を行うと、「等」が二つ入っていますが、それぞれの点についてご説明いただきたい。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） まず、子育て等に関する相談援助でございますが、それについては、日常的に子育て支援センターで行われている内容としまして、実際の子育てに関する相談に、それを援助するということ。子育ての不安や悩み、それについて援助し、子育てを支援するということでございます。これは、扶養者という方ですが、利用したら、次は何日に来る、何日に来るという形で、定期的に相談援助を行っているんですが、当者の子育て支援に関する講習会というものは、これは、一般に周知して講習会を開催するという内容でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 私が聞いていることに答えていただきたいんです。私は、「等」というのは何をあらわすのかという定義を聞いているんです。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 大変どうも失礼いたしました。

まず、前段の子育て等に関しては、子育て以外にもお母さんたちの日常的生活不安、そういったものへの相談、具体的には、町外から転勤した方たちが利用する場合、厚岸町の様子がわからない。どこに行ったら遊べるだろうとか、そういったことの「等」でございます。

それからもう1点の講習会等については、別に、教室という形での事業展開も考えていかなければならない。したがって、講習会ということに限るものでないということでございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 そうすると、子育て等に関する云々というところで、子育てに関するといっても、それほど差はないけれども、「等」ということをつけることによって、なお事業の幅を広げて円滑に行っていきたいと。それから、講習会等というのも、講習会という形にとらわれないで、講習会類似のものもみんないろいろとやっていきたいという思いのあらわれであると、そのように理解すればよろしいわけですね。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） そのとおりでございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 次に、2号と3号についてお伺いします。

障害者自立支援法第4条1項に規定する障害者と、障害者自立支援法第4条2項に規定する障害児。2項のほうはそんなに詳しくは聞きませんが、1項に規定する障害者というところなんです、この障害者とは何を言うのか、これらについて説明をいただきたい。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 障害者自立支援法第4条1項に規定されておりますのは、先ほど、冒頭説明の中で、身体障害者福祉法、それから、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉法、このほかに児童福祉法を言ったわけですけれども、前者の三つの法律が障害者になるわけでありましてけれども、自立支援法では、そのうち18歳以上である者、者と児を区別した取り扱いが第1項でございます。

第2項につきましては、児童福祉法に規定する障害児ということの規定、同じ障害者自立支援法を準用したことでございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 障害者自立支援法では、今おっしゃったように、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、それから、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、定義規定のあるものについては、第何条ということ言っていますよね。ところが知的障害者福祉法では、知的障害者の定義がありませんね。そのような文言を挙げて、まず定義になるのかどうか、その点。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 大変どうも失礼いたしました。

知的障害者につきましては、知的障害者福祉法上、その定義がなされていないのは、今、委員おっしゃったとおりでございます。

それで、障害者の定義の考え方として示されているのは、知的機能の障害が発達期にあらわれ、日常的に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とされている、そういった方々が、法律上ではとらえていくことができるように答えておりまして、一般的に障害者をとらえた場合、そういった法律を引用したとらえ方で用いることが一般的でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 それは後から聞こうと思った話でございまして、定義についてもう少し、定義規定ですから。

今、役場の1階の入った右側のところに、外国語で言うからよくわからないんだけど、要するに、皆さんの意見を聞きますということをやっていますね。パブリックコメントです。どうも私、英語弱くてだめなんですけどね、そのパブリックコメントとかというものをやっているわけですね。ああいうふうには書かなければならないのかなというふうにとるんです。ご意見をどうぞと言えはわかるんじゃないかと思うんですが、まあまあ、これで制度でそういうふうになっているんでしょうから。法律から来るんでしょうから、それについてとやかしくは申しませんが。

そこで、第3期厚岸町障害者基本計画素案というものをもう既に公開していますね。この素案の中にも、障害者に関して、厳密な定義ということではないのかもしれないけど、障害者の定義についてというものが、5ページですか、書かれておりますね。この定義と今回の議案第44号の第3条2号に言う定義は一致いたしますか。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 大変申しわけございません。障害者自立支援法の基本計画を現在、町民の方々に公表し、また、インターネット上でも公表しているところでございまして、その5ページに、3、障害者の定義というものがございます。その中で、制度的な把握が必要な場合における各障害者の定義ということで、その中では、手帳を所持しているだとか、そういった方たち、あるいは自立支援医療費の受給をしている方とか、そういったようなとらえ方をしております。

障害者基本計画の計画の推進の中では、障害者自立支援法第4条第1項に規定する障害者ということでありまして、統計的なデータを見る場合において、基本計画の5ページでは、手帳を持っている方々、そういったような定義という違いがございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 まあ、回りくどい言い方しないで端的に聞きますね。きのうの新聞を見ていたら、コケイン症候群というので、アスペルガーとかという非常に恐ろしい難病があって、それで、これが難病の指定を受けています。非常にたくさんの署名を集めて、厚労省の担当のところに親御さん以下、そういう団体が持ち込んでいるというのが新聞に出ておりましたね。なんか遺伝子の異常でもって、一遍に年をとってしまって、十幾つでもっておじいさんになってしまうらしいんですよ、詳しく知りませんがね。難病に指定されている、指定されていないをとにかくとして、難病というのがありますね。

それから、高次機能障害というのもあります。交通事故なんかでしょうね、あれは。いろんな事故、判断力やそういうものが一遍にだめになってくるんだけど、何ていうのかな、人としての非常に高度な精神的な働きはやられてしまうんだけど、外から見ても何にもわからないというような、大変苦しんでいらっしゃる。

それから、近時、非常に研究が進んで、いろいろと言われるようになってきた発達障害というのがございます。

障害者自立支援法というのを見ますと、身体障害、知的障害、精神障害しか書かれて

ないんですよ。そうすると、厚岸町のこの厚岸町多機能共生地域交流センターにおいては、難病だとか発達障害だとか高次機能障害というのは、障害者としては見ないと、そのように、これ定義規定ですからね、読まざるを得ないんですが、そういうことでしょうか。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 現在の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、その取り扱いにおいて、発達障害者、そういった方々は、この法律の対象者であるというところから進めておりまして、今後は、それを明確にしようということでの動きはございますけれども、現状では、精神障害者保健福祉に関する法律と、その中に該当するというふうに私どもはとらえて、そのように理解しております。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 精神障害者及び精神障害福祉に関する法律の第5条では、定義規定がございます。そこでは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神的疾患を有する者をいうと規定していますよ。発達障害を含むとは書いてません。運用においてどういうことをやっているかは知りません。

しかし、ここは定義規定ですよ。ここでもって、厚岸町は、この施設を運用するに当たって、障害者というものは、この範囲にするんだということを定義しているわけですよ。それを聞いているわけです。なぜこういう規定の仕方をするのかということですよ。

聞いたら、それも含みたいけど、運用のほうに入っているからいいじゃないかというんであれば、何のためにそんな定義づけを置くんですか。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

ただいまの情報によれば、ちょっと時間かかるということで、このまま休憩して、再開は3時30分から。直ちに、林活議連の総会をさせていただきますので、委員会室へお願いします。

午後2時39分休憩

午後3時30分再開

委員長（音喜多委員） 再開いたします。

福祉課長。

福祉課長（松見課長） 時間を大変割いてしまい申しわけございません。

障害者の定義でございますけれども、精神保健のほうの障害者ですけれども、精神障害者の定義は、精神疾患を有する者とまとめられているところでございます。そこで、私どもは、精神疾患を有する者として、法の中でのとらえとして、広範性発達障害も入

りますということで、私たちは法の解釈、あるいはそういった資料に基づいて判断しております。

ただ、近年、特に、アスペルガー症候群であるだとか高次機能自閉症であるとか、そういったものについては、発達障害として、新たな支援対策も必要であるということで、発達障害者支援法というものが、実は平成15年でしたか、成立したわけでございます。

そこで、そういった別な障害というような感じが使われるということで、前回の国会で、障害者自立支援法の中に、実は発達障害者を加える法案が提案されたんですけども、それにつきましては、今回の政権交代により審議未了のまま実は廃案となった、そういうことになっていきますけども、実は、障害者自立支援法の改正案においても、これは、発達障害を法的に対象として認知することとしたというふうに聞いておりまして、これは、新たに加えるということではないということで、対象であることの位置づけを明確にするという趣旨という説明を受けております。

したがって、精神障害でも知的障害のある場合は知的障害者へ、知的障害のない場合は精神障害者へと、そのような解釈のもとにこの定義をつくったわけでございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 何か非常に難しいお話をなさっていますね。何でそんな難しい話しなければなんないんですか。これは厚岸町の施設の条例でしょう。今、国会で論議してるんじゃないんですよ。

それから、障害者自立支援法なんてもうすぐなくなってしまう法律でしょう。はっきり担当大臣は口にしているじゃないですか。

それで、障害者福祉基本計画、ここでもね、これ定量的な問題についての説明ですけども、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害と四つに分けているんです。そして、発達障害者、またこっちにも入りますがね。そこで、定量的に把握する場合の話として言っているんだが、このときには、発達障害者については、精神保健福祉手帳の保持者だけではなくて、療育手帳の保持者というのが書いているでしょう。要するに、精神障害云々で把握し切れないものがあるんですよ。それで、道は療育手帳という制度をつくっているわけでしょう。そしてそこでもって、発達障害という、今、非常に研究が進んで、はっきりわかってきたそういう人たちに対して療育手帳という、国にはない制度をつくってもこれを支援しようとしているわけですよ。

それから、じゃ、厚岸町はどうしているか。そうすると、障害者基本計画というのは、前は、障害者福祉計画と言いましたよね。前はというか今月の末までは。そのときにもいろいろ記載もされているし、説明もあつたんですけども、厚岸町が考える障害者の支援というのは、ハンディーを持っているために、障害とは言いませんよ、ハンディーを持っているために、社会的適応性や社会生活に支障があつて、そのために行政や、あるいは地域において応援・支援を必要とするような人たちを広く包摂して、それで何ができるかと、どの程度のことをしているかというのは、それは評価はいろいろあるでしょうけども、基本姿勢としては、そういう人たちをみんな大きく包み込んで、とにかく支援をしていこうと。あなたは、何法に言うところの障害者の基準に当たらないから、苦し

んでいようと何しようと障害者に対する支援の中には入れませんなんていう態度はとりませんという基本姿勢で進んできているわけでしょう。私はこれ高く評価してますよ。

それで、極端な場合でいうと、療育手帳の交付も現在受けてなくても支援しているわけです。その支援がどこまでできるかというのは、制度の問題いろいろあるけれども、やっぱりその中で担当の人は非常に努力しているんですよ。どうして交流センターつくるときだけ、定義規定で、国のほうの、これ入れるとだめ、あれ入れるとだめというようなものを使うんですか。厚岸町のやっている、今、私ちょっと言ったけども、ハンディーを持っているために、支援を必要とすると特に町長が認めたものは、ここで言う、この交流センターの事業に関しては、障害者ということにしますというような定義づけではなぜだめなんですか。

それは、次の、例えば障害者等地域活動支援事業というのがありますね、ここから私聞いていったんですよ。そうしたら、障害者及び障害児なんですよ。ここで、障害者は自動的に広がらないんですよ。そうすると、障害者自立支援法の定義に当たらない人は、この事業の中には入れられないですね。そういうことになりますでしょう。厚岸町としてはもうちょっと広くして、こういう人たちもこういう事業の中で何とか応援しようと思ってもできないでしょう。定義規定というのはそういうもんなんですよ。

何となく書いておいて、その周辺のぼやっとしたのも入れてやるというなら定義規定なんか要らないんですよ。

あるいは、この先に来るといって、交流事業だとかいろいろありますよね。そのときだって障害者と書いている。障害者という、ここで言う、3条で言う障害者に当たらない人は入れられないんです。それじゃ今やっていることと合わないんじゃないですか。

それから、今回の4月から動き出すであろう障害者基本計画ですか、その中でも、本計画における障害者の定義については、制度的には、いろんな制度によるものであるけれども、本計画のとらえ方は、近年注目されている発達障害だとか、そういう新たな障害についても内包するものとしますと明記しているでしょう。難病については、ここでは入っていないけれど、これは、この基本計画の性質上そういうふうになるんだろうと思います。

ただ、難病のほうもいろいろありますから、難病全部とは言いませんが、中には、やはりこういうような、せっかくつくった施設で応援できるものだってあるんじゃないですか。そういうものもできる限り包含できるような、そういう定義をつくっておいてなぜうまくないんでしょうか、そういうことなんですよ。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後3時38分休憩

午後3時40分再開

委員長（音喜多委員） 再開します。

副町長。

副町長（大沼副町長） 大変申しわけございません。

3条の2号及び3号の規定につきまして、私どもは、まさに13番委員おっしゃるとおり、高次機能障害でありますとか発達障害でありますとか、そういう曖昧といいますか、きちっと定義されていない部分について、排除しようというような気持ち、気持ちというか考え方でこの定義規定をつくったわけではございません。

したがいまして、この文言を今、この休憩時間に私も改めて調べさせてもらいましたけれども、障害者自立支援法の今後の考え方、それから、前政権で提案されていた、曖昧規定をもう少し明文化すべきではないかという考え方のもとに、一部改正案なるものが出されていたというようなことも踏まえまして、それから、先ほど言いました基本計画との整合性、これもきちんとしていただいて、この部分をちょっと時間をいただいて精査をさせていただきたいなと、そのように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。ということで、取り扱いをよろしくお願いしたいと思います。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 3 時42分休憩

午後 3 時45分再開

委員長（音喜多委員） 再開します。

第3条を保留します。

第4条、事業について進みます。ございませんか。

10番。

谷口委員 資料いただいたんですけれども、地域活動支援センター事業の内容なんですけど、これは、先ほどから話題になっております障害者自立支援法の規定に基づいて、どんな市町村もすべてこれを設置しなければならないものですよ。されているというふうに書かれておりますけれども、法律的にはどういうふうになっているんですか。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 3 時49分休憩

午後 3 時53分再開

委員長（音喜多委員） 委員会、再開します。

福祉課長。

福祉課長（松見課長） 大変申しわけございません。失礼いたしました。

障害者自立支援法第77条におきまして、市町村の地域生活支援事業の規定でございます。市町村は、厚生労働省で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとするという第77条第4項に、障害者等につき、地域活動支援センター、その他の厚生労働省令に定める施設に通わせ、創作的活動また生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他の厚生労働省で定める便宜を供与する事業と、これを行うものとするという規定でございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 そうすると、これは設置が義務づけられているんですか、いないんですか。各自治体に。されているという文言から、どういうふうに理解すればいいのかちょっと教えてください。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 本日お配りの事業の資料でございますけども、市町村が行うものとされているという文言でありますけども、これは、法の書き方は、事業を行うものとするということでありまして、ちょっと違うということですけども、法律的には、市町村の必須事業、必ず行う事業という位置づけで規定されておりまして、私ども、今回の資料も、市町村が行うものとされているということについても、市町村が行わなければならない事業ですよという意味合いで記載させていただきました。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 この事業は、ですから、国の事業として義務づけられている事業というふうに判断していいんですよね。その上で伺いをするんですけれど、この事業についての財源等はどういうふうになっているんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 国においては、ここの法律で言う地域活動支援センターについては、比較的大きなイメージといたしますか、その前にちょっと説明させていただきたいんですけれども、平成18年に障害者自立支援法、10月に施行されたわけでございますけれども、それまでは、地域に共同作業所という比較的小さい、5人、6人とか、そういう作業所が各地域にあったわけでございます。これを10人以上にしていましようということで、実は、地域活動支援センターというものが法的に位置づけられた。つまり、過去で言えば、共同作業所が発展的に地域活動支援センターになってほしいという国の考え方でありまして、その財源が、基本的な財源なんですけども、国が言う地域活動支援センターでは、交付税措置といたしますか、そこで250万円程度の措置がされていると、

そのように厚生労働省から説明を受けております。

その他、厚岸町においては、現在1カ所、地域活動支援センターがあるわけですが、今年度の事業、今回、3月補正で上げてますが、417万5,000円と、こういうような状況になっております。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 それで、地域活動支援センターの事業は、各自治体に義務づけられている事業であるということで、現在は、厚岸町においては、このセンター事業は、町が直営で行わないで、委託の事業で行っているわけですね、そういう確認、どういうことなんですか。もう少し詳しく教えてください。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 現在は委託ではございませんで、補助金の交付ということで、事業を行っていただいているものでございます。

経過でございますけども、先ほど申しましたとおり、共同作業所が発展的に地域活動支援センターというふうになるべきところでありまして、厚岸町の共同作業所は、現在、就労支援といいますが、そちらのほうに趣を置いた事業展開でございます。この地域活動支援センター、補助先ですね。

ところが、現在は、相談支援といいますが、そういった部分を行うために、生産活動のほかに、創作活動だとか相談活動、そういったものを行う必要があります。まずそれが1点なんです。

そこで、町内には、実は就労支援施設といいますが、2カ所ございます。もう1カ所のほうは、多機能型と申しまして、働く場所と生活の訓練する場所、二つを設けることによって、働くことに疲れた場合、生活訓練ちょっと動こうと、生産訓練で働く意欲がわいたら、また就労のほうに行こうと、一つの事業所の中でそれをすることによって、障害のある人の居場所が確保されるわけです。それが現在の地域活動支援センター、前身の小規模作業所には、そういった多機能のものがなかったので、現在は生産活動と相談支援の部分、創作部門の分、二つを抱き合わせた形で事業を行うことが、障害のある方にメリットがあるわけでありまして、その活動センター部分、いわゆる創作活動と相談支援の部分に町が補助をさせていただいているということで、現在はまだ委託という状況にはなっていないものです。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 共同作業所の事業と地域活動支援センターの事業は、そうは言いながらも、はっきり区別しなければなりませんよね。地域活動支援センターにどういう形で参加したり、相談されたり、いろいろ今、課長がおっしゃったような活動をする人と、共同作業所は、その作業所の内容を理解した上で、そこで作業に携わって一定の報酬というん

ですか、正確な言葉ちょっと思い出せないんですけど、そういうことをする施設ということですよ。

それで、ちょっと戻って悪いんですけど、地域活動支援センターは、自治体が義務づけられている事業であると、各自治体ね。それを委託でなくて、補助事業だというふうに今おっしゃっていましたよね。

それで、結果的に、本当は町がやるのが本来の姿ではないのかなというふうに思うんですけど、補助事業に今しているということで、さっきから出ているように、自立支援法が今後どういう経過をたどるかわかりませんが、特に、障害の持った人たちが、こういう施設を有効に利用されて、社会復帰だとか、社会の中に溶け込んで生活をしていけることを支援していくのが目的だと思うんですけど、この作業所をきちんと運営できるような状況になるのかどうなのかということなんですよ。

それで、今、見ていると、交付税措置が250万円、新年度予算見たら、それに50万円くらい足して300万円ぐらいの予算措置をしよう。当初は、北海道もこれについては積極的に支援をしてきておりますよね。ところが北海道はこの事業から手を引いてしまって、町は、前年度は大変苦労されても、それでも一定の支援をしたのではないのかなというふうに思うんですけど、こういう事業が、やっぱりこういう施設ができて、ここでまた活動していただくということになると、それなりの財政基盤がきちんとしていかなければ運営にも支障を来すのではないのかなというふうに考えますけれど、今後、この事業についてどのように考えているか、もう一度説明をお願いしたいというふうに思います。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） まず、法律で言う地域活動支援センターでありますけども、先ほど、従来の小規模な5、6人の共同作業所よりも、10人以上となるような作業所といいますが、そういうイメージだということでのあれですけども、私そうお答えしたんですが、実は、10人以上となると、小さな町では、利用者がそこまでいない場合が多いんです、日本の場合は。国が言うのは、10人以上なんですけども、果たして現実的に厚岸町で10人を受け入れしていくかという現状には今、実はそこまではないんです。

ただ、そこで、旧共同作業所の利用者の方々、引き続き残って、現在は、就労継続支援ということで、町内、真栄町の事業所に通っているわけですけども、その利用者が実は地域活動支援センターの利用を兼ねてもいいと、そういう実は道の指導を受けています。つまり、一つの事業所だけで、就労継続支援は、北海道の指定を受けて、利用した実績に基づいて介護給付を受けてやる事業所、つまり、介護保険と同じ事業の仕組みになっていまして、利用者に休まれると穴があくわけです。就労に穴があく。そういったことがあるもんですから、先ほど生産部門と活動部門を統括することによって、利用者の行き場所を確保できるというのは、今現在やっている作業所を継続発展的に支援していくために、相談部門を町は今お願いしている。そういった意味で、委託ではなくて補助といたしますか、そういう形であります。

一方、町内のもう一つの就労支援事業所は、先ほども言ったのですが、多機能型事業

所ということで、就労部門と相談部門と生活支援部門が多機能としてやっているということなものですから、自立しております。そこはもう補助はいいだろうということで、旧作業所を、発展的には、就労支援継続の中で、さらに利用者を増やして、生活訓練もやっていけるようなことが実はなければ、就労支援事業所だけでは、長期的な展望は少ないのではないのかなということで、生活支援部門を町が補助したいということでございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 共同作業所に参加している人と、それから、地域活動支援センターのほうに関わっている人とは、重複している部分も中にはあるのかなというふうに思うんですけど、切り離して利用されている方もいるわけですね。そうすると、非常にそういう人たちの、共同作業所の場合は、何時から何時までとかという一定の就労時間みたいなのが決まっていますが、地域活動支援センターは、結構時間的にも、通われる人の都合とか、それから、いろんな問題、健康上の問題だとか、そういうものを含めれば、この時間には行けないけど、この時間には行けるだとかね、そういうふうになってきて、その出勤簿をとるだけでも非常に大変だという話も聞いているんですけど、そうやって苦勞されて運営されている団体ですね。

そういうものが一生懸命やっている中で、制度改正だとか、そういうもので、自立支援法がどういうふうに進んでいくのかわからないという中で事業を進めるというのも、これもまた大変なことだなというふうに思うんですよ。運営されている人たちの話を聞いていくとね。だけれども、そうは言っても、やっぱり厚岸町は、この人たちをお願いしないと、ある意味この事業は動かない状況にありますよね。町でやるとすれば、また相当の人を頼んで、法に書いているように、新たな体制、新たな施設だとか、そういうものを考えなければならない、そういう中でこうやって頑張っているということに対する支援体制というか、この辺では、新年度と、それから道が今まで支援してきたことの穴埋めみたいなことは、町としてはどういうことを考えているのか、お伺いをしたいというふうに考えます。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 新年度予算の話になってしまう部分があるか、それは協力していただきたいんですけども、実は、新年度は職員1名体制で何とかやっていけないかということで実は考えております。

現状の利用者と、その利用者の何をやりたいかというニーズを考え合わせると、平成21年度、去年の4月から実は就労継続支援ということの、事業者が一方にとって、もう一つは、地域生活支援事業ということで町からの補助を受けて、実は当初600万円規模、職員2名体制で走ったんです。

ところが、お互いの制度の確認で、就労継続支援の管理者が、地域活動支援センターの管理者を兼ねることができないということがございまして、現実的には1人でやられ

ていた。パートの人、職員の代替とか入りまして、パートの人も入ってもらいましたけども、現実的には1人プラスアルファの中で、ことし1年間やってきたという状況です。

そういった中で、昨年の9月でしたか、補正予算で、これも資料のほうをお出しすることになってますけども、地域福祉サポーターといいますか、そちらの2名を、使用者を雇用して事業展開するという事業をやっておりますが、この2名の継続は21年度も実は計画しております。

そういった中で、この事業、地域福祉サポーター、3年間できるというふうになってますので、3年間できるとすれば、地域活動支援センター、その間は2名プラス1名の中で補完的にやっていけると、そのような状況で考えております。

ただ、3年終わった後、そのときは、現在の計画は、利用者を増やそうという考え方がありますから、気軽に立ち寄っていただくというシステムにいたしますから、利用者はふえるものと考えております。そのときに、今の地域福祉サポーターが2名が切れたときには、従来の地域活動支援センター、2名体制ということも考えていかなければならないのかなと、そのように考えているところでございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 4条の2号、障害者等地域活動支援センター事業の実施に関する事とこのので、今の質問とちょっと重なるところがあるんですが、現実には、この図面を見ますと、2階に地域活動支援センターの事務所が設置されますよね。そうすると、この地域活動支援センターで行っていく事業というのが、大体、障害者等地域活動支援事業ということと重なってくるというふうに考えておけばよろしいんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） この第4条第2項は、この場所でこういった事業を展開するという考え方での記載でございます。

それで、先ほどの地域福祉サポーターの関係でありますけども、こういう方は、主に訪問支援だとか、あるいは閉じこもりの方を発見するだとか、そんなような役割であって、常時勤務する場所が今度なくなるもんですから、それは奔渡の事務所を間借りするような形で、そこを利用させていただこうということです。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 それで、そこを拠点にして行うということですね。それでいいと思うんです。それで、現在も、いわゆる地域活動支援センターの事業というのを、恐らく地域活動支援事業ということになると思うんです。今、聞いていると、相談支援だとか創作活動だとかということを中心に行って。

これは、例えば障害というふうに言い切れるかどうかという、周辺にあるような状態で、引きこもり状態になってしまっているような方が、ごくごく気楽に遊びに来るとい

うか、相談に来るといふか、そこに来ると落ちつくといひますか、本人のストレスが非常に解消できるというようなところもねらっているわけですね。そこを一つの一步にして世の中に出ていってもらいたい、社会参加をしてもらいたいという願があるわけですね。

そういうふうになりますと、障害者等地域活動支援事業というところに言う障害者というのは、非常に広いもので、あなたは、何法に基づく障害の手帳がありませんから、うちへ相談にきて相手にはしませんという種類のものでは全くないですね。という趣旨を持っていると、今現在もそういうふうに行ってきた、これからも行っていくというふうにとらえられるのではないかというふうに思うんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

それとも、この4条の1号から7号までありますけれども、他のほうでそれは考えていくということなんでしょうか、そのあたりを。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 障害者等地域活動支援事業については、障害者活動支援センターというような事業展開を行う場所でございます。

地域活動支援センターでは、利用の対象者ということではありますが、自立支援法で言われた部分では、そういう自立支援法で言う利用の対象者ということになるわけでございますけれども、先ほどの地域福祉サポーターでございますが、必ずしも障害者というとはえ方はしておりませんで、実は、地域福祉サポーターの中には、高齢の方を実は対象と考えているところです。これは、介護保険法だけではその人の支援をしきれないだとか、あるいは法律のはざまにいるだとか、そういったような方々も実は福祉サポーターの役割としてとらえているわけでございます。

そういった方々が、地域活動支援センターの利用の対象者ということは、当然考えていかなきゃならないということで、対象に入るというふうを考えております。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 そうしますと、これはまた後ほどご検討いただくこととなりますので、要望事項としてとらえておきますが、3条5号の障害者等地域活動支援事業の定義というものについても、やはり今のお話と齟齬のないようお願いしたい、そのように思いますので、よろしく願ひします。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） もう一度文面をよく読んで、そのような誤解の招かないような文章にしていきたいと。

委員長（音喜多委員） 13番さんいいですか。福祉課長、いいですね。

(「はい」の声あり)

委員長(音喜多委員) ほか、この第4条でございせんか。
14番。

竹田委員 4条の6号なんですけども、高齢者、障害者、障害児、就学前の児童と、この部分については、年齢での区別というのはできないというのは、どういうふう
に考えたらいいんでしょうか。

委員長(音喜多委員) 福祉課長。

福祉課長(松見課長) 第4条第6号の、書いた私どもの解釈は、高齢者と障害者、障
害児、それから、就学前の児童というのは、現実的には、子育て支援センターの利用さ
れているお母さんの子供といたしますか、そういった方を実はここでやって、等というの
は、そのほかの子供ということなんですけども、そういった方々の交流に関することと
いう意味でございせん。

年齢的な考え方は、高齢者のみにあるだけです。65歳という年齢。

委員長(音喜多委員) 14番。

竹田委員 7号なんですけれども、その他設置の目的を達するために必要な事業とある
んですけども、これは例えばどんな事業なんでしょうか。

委員長(音喜多委員) 福祉課長。

福祉課長(松見課長) 現在、具体的に、例えばということの中で考えますと、町から
訪れて講演会を開くであるとか、講演会と言ったらあれですね、学習会、講習を催す
であるとか、そんなことが考えられるのかなと。

委員長(音喜多委員) 14番。

竹田委員 講師を呼んでの講習会のようなものというふうにとらえてもよろしいんです
か。

委員長(音喜多委員) 福祉課長。

福祉課長(松見課長) 今の、単に講習会といたしますと、1号、2号、3号、4号、5
号、6号、この中にも無理やり入ったりするようなことも考えられるんですけども、一
つの講習会というとりえ方もできると思います。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 町から訪れてというふうに最初に言ったんですけども、これは、町内の、例えば講演をしていただく人、町外ということもあり得るんですか。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 一般の集会所と同じ利用の考え方で利用いただくんですけども、町が事業を開く場合は、町外からの講師も当然考えられます。

ただ、例えば札幌の事業者があそこに来て、勝手に講習会を開くだとか、現実的にはそういうイメージは持ってないんですけども、そういったことも可能なのかなと考えています。

（「わかりました」の声あり）

委員長（音喜多委員） いいですか。ほかは。

9番委員。

菊池委員 ここでお聞きします。3号の地域住民の使用に供すること。この施設の使用に当たって、第4条の3号ですよ。地域住民の使用に供することです。この施設の使用に当たって、交通安全上の整備について質問いたします。

車の入り口、出口の件で、駐車場の状況と、進入、出車の形態はどのようになっているか教えていただきたい。

（「議事進行について」の声あり）

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 僕もほかで聞こうと思ったんですけど、この図面だったら、配置図がないからね、今の菊池さんの質問も、僕も後でしようと思ったんだけど、総体的に。これだったら車の回転の位置だとか、駐車場の位置とかが全くわかんないんで、質問しようないんですよ。できれば、この配置図が欲しいんですよ。僕も前に、この議案についての説明のときにも、あそこの道路が非常に危険なので、送迎等についての乗りおり、ましてや障害者なので、その点については十分なのかという質問させてもらっているんですね。その部分についてちょっと質問したいんで、できれば配置図をお願いしたいと。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 4 時28分休憩

午後 4 時34分再開

委員長（音喜多委員） 再開します。

福祉課長。

福祉課長（松見課長） 今お配りをさせていただいた図面ですけども、中央のところは旧保育所跡でございます、これは上から下にいっているのが建物で、その左にちょっと、5センチ四方のあります。実は、ここが今、門のような形になっております。一番下に、道道別海厚岸線と書いていますけども、道道という上の5センチぐらいのところが、ここがスロープあって、その隣が今、門になっています。この矢印がついているのが車の進行方向をあらわしております、左のほうの列が1から12となっているのが、これが駐車帯となっております。真ん中の上のほうには、滑り台とブランコの遊具、その下に、四角と斜線というようなのがありますけども、これは、車いすだとか、多目的に使える、車いす利用者、そういった方たちが使う専用スペースというふうに考えております。

こういったことで、施設に入る場合は、駐車場側のほう、広い方から実は入っていただく。狭い門から入っていくと、門というのは入り口の付近ですので、人の通行が実は予想しております。それで、まずは、入るときはちょっとご遠慮いただくかな、気が焦って入ってきますし、もう一つは、入った入り口、門のところから建物が切れるところですね、駐車場に広く行くときに人が来るかもわからないということで、非常にここは、はいる場所としてはちょっと、交通安全上まずいかなということで、まず広い方からゆっくり入っていただくということ。

そこで、帰りは、今度、広いほうから、車の行き来がなくなってしまうということで、これも考えものだなということで、矢印で行って、今度、門をくぐって出ていこうと、そういうようなことで工事を現在進めさせていただいたところでございます。

委員長（音喜多委員） 9番。

菊池委員 ただいまご説明をいただきましたけれども、車の入り口、出口の件でございますけども、この間も自治会で話し合ったんでございますが、ここはちょうど道道別海厚岸線であり、それから、子野日公園へ通じる道路でもありまして、時期になると相当の車が走ります。そしてまた、生活道路でもあり、組合もありまして、組合の組合員さんも出入りします。押しボタン式の信号はあるんですが、それはそれとして、この入り口、出口の関係で、出るときに非常に見づらいんでないかという指摘がございます。若干カーブになっておりますね、子野日公園側、ちょうどここから見ると、菅原さんところから川崎電器のところから右に曲がっていくところ、そこのところがカーブになって、すごいスピードで来るんですよね。それで、この出口から出るのは、広いほうから出たほうがいいんでないかという話もあるんですね。その辺の検証はどうなんですかね。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） まだ具体的に人の出入りがない中で、一概には言えないんですけども、今の門から出る方法では、カーブミラーといいますか、そういったものがあると、より視野に広がるというふうに実は考えておりまして、先般、現地調査等を行った結果、今、委員おっしゃられたとおり、建物の向かい側に、左側に横断歩道がありまして、信号機がございます。その近辺に実はミラーをというふうに考えたんですけども、あいにく歩道が狭いということと、そして、電柱が信号機専用の電柱ということであって、カーブミラーはつけることができないというふうに警察のほうから言われまして、また同時に、そこも業者に見てもらいましたら、ちょっとミラーとしては遠いんでないかということで、現在今、建物を出るときに上に鏡をつける方法で検討しているところです。それで、構造がまだできてこないもんですから、どのような形でつくかどうかわからないんですが、まずは、そういった安全配慮をしたいなというふうに思っています。そういったことで配慮がもしできなければなんですけども、入り口と出口、逆のほうがいいんでないかということも実は考えております。

そういったことで、こういった駐車場にもいろいろな区画線だとか矢印だとか表示してしまうんですけども、実際に利用が始まってみて、そんなことも見ながら検証を進めていかなければならないなということで、現在、はっきりとした検証を行った状況にはございません。

委員長（音喜多委員） 9番。

菊池委員 わかりました。道道別海厚岸線で、この近くに大型バスがとまる停留所もがございます。その大きい車がとまるとまた危険な状態、視野が狭くなってくる状態もあります。そういう点からも考えて、子供、障害者、お年寄り、これらの人が使用する施設でございますから、付き添いの人も親も、それから介護関係の人も、そこを出入りする人は十分気をつけて入ると思うんですけども、事故があっては大変でございます。その辺も十分配慮した形になっているかどうかを確認するために質問いたしました。その辺一つよろしく、万全の体制で交通安全のPR方々処置してほしいと思います。

以上です。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） この交通安全対策につきましては、地元自治会の方々とも利用の状況を十分に見きわめながら検討していきたいなというふうに思っておりまして、そういった関係で多方面の方のご意見をいただいて、再度考えていきたいなというふうに思っています。

委員長（音喜多委員） いいですか。

14番。

竹田委員 時間がないそうなので端的に聞きたいと思います。

前回、回転路、それから交通の便について、不便さを感じるんでないかということの質問に対して、塀等を壊すので、それらの心配はないという答弁をいただいたんです、当時。今お話を聞いていたところ、いろいろ指摘されてきたので、検討するというような方向性だということに答弁を今言われたんですけども、実際に壊してみないとわからない部分が当然あったのではなかったのかというふうに思うわけですね。それで、時代時代の課長の答弁によって変わるというんですかね、それじゃ、我々聞いたとしても、それは、聞いたところ無意味な話になってしまうので、今、何年何月何日にこういう答弁をしたということの証拠は、ここに履歴もないんで言いませんけども、そんなに昔々の話ではなかったやりとりの件なんで、当時皆さんこの場所におられた課長等もおりますので、そういったことを聞いたときには、そういうことをできるようなことを言っていたんですよね。そういう整合性のとれない答弁者の答え方というのは、いささか問題があるのではないかなというふうに思うんですけども、それを言ったところで、追及したところで何がどう変わるわけではないので、それは私の不満の声として聞いていただきたいというふうに思います。

それで、一番問題なのは、やっぱり人的に車の誘導等をするということが、車の出入りのときに一番事故の起きない良好な手段だというふうに思うわけですよ。ミラーをつけようが何をつけようがね。であれば、そのように考えていただければ一番お金もかからないし、一番安全でないのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） この施設の利用に当たっては、地元自治会並びに町の子育て支援センター、地域活動支援センターの職員と利用者、あるいは自治会の役員の方々が年に2、3回の連絡会議を持っていこうということは協議の場に出ております。この中で、よりよい施設の使い方も含めて協議していくことにしているんですけども、まずは、利用者自体が十分安全というものを意識した利用をしていこうというふうなことを考えておりますけども、それ以上に、例えば警備員だとか誘導員だとかという職員の配置まではできないのではないのかなというふうになったところでございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 質問が違っていると思うんですよ。誘導のための警備員を設けて配置してくれという、金のかかることを言っているんじゃないかと、だれかが、そこにいる人が誘導すればいいんでないですかという。

委員長（音喜多委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） ちょっと勘違いしてしまい、大変失礼いたしました。

利用者同士で安全を確認しながら出発するだとか、そういうような利用の仕方について、そのようなことについて、主な利用者と話し合っ、対応していけるものは、そういった対応も考えていければなというふうに思っています。

委員長（音喜多委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（音喜多委員） ここで、お尋ねします。第4条でほかにございますか。ないですか。では、第4条までで今日はとどめて。

皆さんにお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これで閉会いたします。

午後4時49分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年3月8日

条例審査特別委員会

委員長